

【参考資料1】 宿泊者を課税対象とすることについて

7 事業の実施に必要な財源確保のあり方 ⑥

■ 課税対象者と消費能力（担税力）について

- 税負担を求める際は、課税対象者に消費能力（担税力）があり、かつ、課税客体の把握が容易であるという観点 중요합니다。

＜課税対象者の消費能力（担税力）＞

- まず、旅行者を宿泊客と日帰り客に分類して比較してみますと、宿泊客は宿泊代や飲食代など平均消費額が比較して高い傾向であり、日帰り客は、現地滞在時間が短く、平均消費額が低い傾向であることから、宿泊客の方がより高い消費能力（担税力）があると言えます。
- 次に、消費能力（担税力）に応じて課税するという応能課税の観点から、宿泊客の主な行為態様から担税力の見極めが可能かどうかの判断を検証してみますと、
 - ・宿泊行為は、宿泊単価に応じて消費能力（担税力）の見極めは可能
 - ・飲食行為は、飲食単価に応じて消費能力（担税力）の見極めは可能
 - ・買い物行為は、買い物単価に応じて消費能力（担税力）の見極めは可能
 - ・交通機関利用行為は、府域外からの利用者の場合、府域内の利用と府域外からの利用区分が不明瞭であることから、消費能力（担税力）の見極めは非常に困難ということが言えると思います。

参考） 国内旅行の旅行単価（2013年）

1) 日帰り旅行 15,383円

2) 宿泊旅行 48,094円 ※出典：観光庁「2013年旅行・観光消費動向調査」

＜課税客体の把握＞

- 目的税としての課税客体を検討するうえで、その把握について比較をしてみますと、
 - ・宿泊行為は、宿泊場所が特定でき、宿泊という行為が明確であるので、目的税としての課税客体の把握が容易
 - ・飲食行為、買い物行為は、行為場所が特定でき、それぞれの行為は明確であるが、旅行者と一般客の区別が困難であり、また、多様な行為態様が存在することから、目的税としての課税客体の把握が非常に困難
 - ・交通機関利用行為は、行為自体が府域内か府域外に及びのか特定が困難であり、また、飲食行為、買い物行為と同様、旅行者と一般客の区別も困難であることから、目的税としての課税客体の把握がほぼ不可能

※下線については秋田市で追記

7 事業の実施に必要な財源確保のあり方 ⑦

■ 結論 — 宿泊客を課税対象者とするについて —

- 本来一定の担税力を持った旅行者から広く課税することが望ましいものの、旅行者の行為態様（宿泊だけでなく、飲食、買い物、交通機関利用など）や担税力は千差万別であり、「旅行者」という一般的なくくりでは、その把握も現実的には不可能と考えざるを得ません。
- これらの観点を踏まえると、東京都の宿泊税や海外のホテル税等については、課税対象者である宿泊客はホテル等に宿泊して、一定の宿泊料金を支払うことで消費能力があり、また、客体把握も容易であるとして、制度化されたものと考えます。
- 以上のことから、旅行者のうち、宿泊客を課税対象者とするについては、消費能力（担税力）の見極め及び課税客体の把握が可能であると考えられ、公平・適正な課税処分を確保するという観点からも、宿泊客を課税対象者とするのが望ましいと考えます。
- 宿泊客を課税対象者とする場合、東京都の「宿泊税」と同様、徴収の実効性の確保や便宜上、宿泊料金と併せて税を徴収する方法が最も効果的であると考えられることから、宿泊施設事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法によるのが適当と考えます。
- なお、宿泊客のうち、日本人旅行者と外国人旅行者を区別することについては、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという水平的公平の観点から、区別することは適当ではないと考えます。
- さらに、宿泊客以外にいわゆる爆買いと称される消費行動など、観光客の増加によりより大きな利益を得ている百貨店、家電量販店等の事業者に対して税金を課したらどうかという意見については、事業者が大きな利益を得ていることは、当然に相応の法人税や所得税が課されており、同時に住民税も負担していることを鑑みる必要があります。これに対し、地方公共団体が百貨店、家電量販店等事業者を対象にした新たな税制度を創設とした場合、事業者の税負担を求める正当性や、根拠、目的、課税客体の把握、消費能力（担税力）などの観点から、現実的には制度構築はかなり困難であると考えます。